

土砂災害対策班、はじめました！

前田清倫

私は、平成 27 年 4 月より砂防課に配属になりました前田です。入庁 21 年目で初の県庁勤務となる土木職の職員です。

県土整備部は道路・河川・砂防・港湾等の社会インフラ整備をメインとする公共事業を担っている部署であり、どちらかといえば、いわゆるハード事業がメインとなる部署と言っても過言でないのではないのでしょうか。私自身、砂防課に異動辞令が出た時にはハード事業（砂防・急傾斜地・地すべり事業）に携わることをイメージしていました。しかし、実際に命じられた業務は土砂災害防止法に関わる業務であり、いわゆるソフト対策に関する業務でした。その名も土砂災害対策班。この実態を伝える前に、土砂災害防止法について説明します。

『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』を、略して「土砂災害防止法」または「土砂法」と呼んでいます。この法律は、土砂災害の危険から住民の身体・生命を守るための法律であり、平成 13 年 4 月から施行されています。この法律が出来のきっかけとなった平成 11 年広島災害では、土砂災害 325 件が発生し 24 名の尊い命が犠牲となりました。

この平成 11 年広島災害以外でも、近年、集中豪雨により多くの土砂災害が発生しており、甚大な被害を被っています。しかし、いわゆるハード整備事業（砂防・急傾斜地・地すべり事業等）には時間や予算が必要であるため、多くの土砂災害が発生する可能性がある箇所が未対策のままとなっています。

そこで、土砂災害防止法では、土石流・急傾斜地の崩壊・地すべりの三種類の災害に分け、区域指定を行います。そして、この区域内においては警戒避難体制等の整備の義務づけや開発の制限を設ける等により、土砂災害から生命・身体を守ることとしています。指定する区域には、土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）の二種類があります。ちなみにレッドゾーンは、イエローゾーンの中にあり、レッドゾーン単体で存在することはありません。

このイエローゾーン・レッドゾーンには、それぞれ定義があり、イエローゾーンは「土砂災害が発生した場合、住民等の身体・生命に危害が生じる恐れが生じる可能性が認められる土地の区域」となっています。またレッドゾーンでは、「土砂災害が発生した場合、建築物等に損壊が生じ、住民等の身体・生命に著しい危害が生じる恐れが生じる可能性が認められる土地の区域」となっています。イエローゾーンでは、警戒避難体制を整備する義務を市町村が負いますが、開発等の規制等はありません。一方、レッドゾーンにおいては、特定開発に対する許可制、建築物の構造の規制等、一部の行為を制限される場合があります。

本県では、区域指定を平成 25 年度までに一通り完了しました。現在、全国の都道府県では、区域指定のための基礎調査を平成 31 年度までに実施することとなっています。平成 26 年 8 月豪雨による広島県で発生した土砂災害の影響等もあり、土砂災害防止法への問い合わせ等が数多く寄せられました。また、土砂災害防止法の改正が行われ、基礎調査結果の公表の義務付け、都道府県知事が土砂災害警戒情報を市町村や一般住民に通知・周知する義務付け等が新たに盛り込まれました。このような状況の中、私が所属する「土砂災害対策班」が砂防課の新たな部署として発足したのです。

土砂災害対策班では、土砂災害防止法に関わる問い合わせ対応、特定開発行為の許可、区域指定・解除のための予算や事務手続き、市町村等が実施する防災の取り組みへの参加、避難に配慮を要する施設管理者への説明会、宅建業協会等、各種団体への説明を行うなど土砂災害防止法の周知活動にも力を入れています。また、全国初の取り組みとして、土砂災害から身を守るための啓発リーフレットを県内の全戸に配布しました。

このように周知が進めば進むほど問い合わせも多くなるもので、このために導入した土砂災害警戒区域のインターネット確認システムも一般に普及してきました。インターネット環境さえあれば世界のどこからでも本県の土砂災害警戒区域等が確認できるようになっています。

また、都市計画法の開発行為に関連しての都市計画課、建築物の構造規制等に関連しての建築指導課など、他部署との調整も頻繁に行っています。今年度は「土砂災害防止法に係る連絡調整会議」を立ち上げ、関連する部署（防災、要配慮者利用施設、開発・建築関連）との連携を図っています。

本県は土砂災害防止警戒区域等の指定は進んでおり、区域指定を一通り完了したのは全国で 3 番目です。これは関係する市町村等の強力な協力により成し得た成果だと思います。また、土砂災害はいつどこで発生するか予測が出来にくい災害です。このことを考えると、県と市町村が協力して土砂災害人的被害ゼロを目指し、これからも地道な努力を行っていくことが大切です。私も微力ながら、これに貢献できるように精進いたします。